

平成30年度第2回東京都入札監視委員会

平成31年3月29日

東京都庁第一本庁舎 4階北側第2入札室

【五十嵐部長】 それでは定刻になりましたので、これより平成30年度第2回東京都入札監視委員会を開催します。委員の皆さまにはこの年度末のお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日お手元に配布しました資料について吉川課長より確認させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。よろしくお申し上げます。本日の入札監視委員会はペーパーレス会議として実施させていただければと思います。資料については、お手元のタブレット端末の中にデータを入れております。適宜資料を横にスライドしていただければと思います。このほか、皆さまの机の上には白い分厚い冊子で東京都契約関係規定集と、緑色の紙ファイルで綴っております入札監視委員会関係規定集をご用意しましたので、こちらも必要に応じてご参照いただければと思います。

あわせて、バラの紙の資料で恐縮ですが、何点かご用意しております。1つ目が「施工時期等の平準化について」、という表題のA4縦1枚の紙の資料をご用意しております。また、資料左上に「入札制度改革の本格実施後の状況」と記載されたA4横でホチキス留めの資料も机の上に配布させていただいております。以上が本日ご用意した資料になりますが、不足等ございませんでしょうか。では、よろしくお願いいたします。

【五十嵐部長】 それでは続きまして、本日の議事進行について説明申し上げます。資料1ページ、タブレットの表紙の部分でございます。まず、10月および2月に開催されました第1回および第2回制度部会の公開審議案件について報告を行います。次に2月に開催されました業界団体との意見交換会について報告を行います。続けて11月に開催された第3回第一監視部会の定例審議案件、10月に開催された第2回第二監視部会および3月に開催された第3回第二監視部会の定例審議案件について報告を行います。その後、平成31年度定例審議事案抽出方針についてご審議いただきます。以上を公開で行いまして、休憩を挟んだ上で、(8)から(10)の審議については非公開で行います。まず、第1回、第2回の制度部会で審議された談合情報取扱いフローの関係の報告を行った上で、最後に第2回第二監視部会の談合情報処理審査案件についての報告を行います。

続きまして、議事に先立ちまして、出席者および定足数の確認を行います。資料の4ページをご覧ください。本日ご出席いただいております委員および東京都の職員の出席者についてはご覧のとおりでございます。

次に定足数の報告をします。当入札監視委員会は東京都入札監視委員会設置要綱に基づき現在は12名の委員によって構成されており、同要綱第7条、第6項により委員の半数以上の出席がなければ会議を開催することができないこととなっております。本日は有川委

員と飯塚委員からご欠席という旨のご連絡をいただいておりますが、12名の委員のうち現在10名の委員が出席されておりますので、委員会は有効に成立しております。なお、出席者の資料の4ページに飯塚委員の名前が書いてありますが、欠席でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入りますので、遠藤委員長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【遠藤委員長】 遠藤でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。まず、議案の1から3の制度部会の報告を小澤部会長よりお願いいたします。

【小澤部会長】 制度部会の部会長を務めております小澤です。私のほうから制度部会の審議結果についてご報告をさせていただきたいと思っております。

今年度、制度部会については6回開催させていただいております。まず、第1回の制度部会は資料の6ページをご覧ください。平成30年10月15日に開催させていただきました。審議事項については4つございます。1つ目が「設計等委託業務に係る品質確保の取組(案)」について。それから、「工事発注時期等の平準化」について。それから、「『1者以下入札等の原因調査』に係る取組状況」について。最後に「談合情報の取扱いフローの点検」について、という4つの議題でございます。

それぞれ簡単にご紹介させていただきます。1つ目の「設計等委託業務に係る品質確保の取組(案)」については、これまで建設局で実施されていた総合評価の取組を全庁的に拡大するということです。

あるいは、設計等委託業務において、非公表にしていた予定価格を事後公表にするといったことを進めたいということで事務局から説明がございました。これについては、下にございますが、委員からの意見等の概要に書いてございますように、意見としては過去の履行実績がないと高い技術点が見つからない。あるいは基準価格以下で入札しても、各点が伸びにくいということから新規企業の参入が困難になるのではないかというご懸念が示されております。それから、地域精通度等の評価項目を設定するに当たっては、競争性と都内事業者の振興等の政策とのバランスに考慮してほしいと。それから、設計等委託業務において、どのような案件で価格競争プロポーザル方式、総合評価以外の方式ですね、これを適用していくのかということ財務局から各局に対して示してほしいとの意見が出ております。こういう意見を参考にこの設計等委託業務に係る品質価格の取組、新しい取組を進めていただくことになりました。

審議事項の2つ目です。「工事発注時期等の平準化」についての途中経過の報告がございました。この事務局からの説明に対して委員からの意見ということで、7ページ目の上でございますが、現在の契約ベースでの指標が平準の目的を達成するために、最も適した評価方法であるかを再確認したほうが良いというご意見。あるいは、現場の稼働状況を平準化するという視点も重要ではないかというご意見。あるいは、技術者配置準備期間で制約される内容を事業者にも指示徹底をしてほしいというご意見がございました。さらに、工事

の上流段階の設定等委託業務の平準化も望まれるということで、建設業と比べて労働基準法の改正の影響が早くからあるということから、こちらについての平準化、特に履行期限の平準化についても検討してほしいというご意見が出されております。

審議事項としては、その次の第2回の部会でも議論が継続されるということですが、こういう意見を参考にさらに対策、対応について検討を続けてほしいということになりました。

それから、3番目でございますが、「1者以下入札等の原因調査に係る取組状況」ということで、1者以下の入札になった場合に、入札参加の最初の希望者になぜ取り止めたかということについての原因を調べるためのアンケート調査の取組を始めていただいております。その1カ月目の報告ということで、事務局から説明がございました。これについては7ページでございますが、データを見る限り、最大の問題は配置予定技術者の配置が困難なことだということが分かります。今後の個々の事業者へのヒアリングでは、どうしたらこの問題が解決するかという点についてもヒアリングを行ってほしいと。それから、時期によって辞退理由が変動するかのデータをまとめてほしいと。それから、分析の趣旨に照らして辞退理由の聞き方を改善してもよいと考える、というご意見がありました。このときは1カ月目でしたので、こういう調査を続けてもらおうと。さらに分析を進めていただくということになりました。

最後の「談合情報の取扱いフローの点検」については、後ほどの非公開のタイミングで報告させていただければと思います。

続いて第2回でございます。9ページをご覧ください。今年2月6日に開催させていただきました。審議事項については「入札契約制度改革の本格実施後の状況報告」です。それから「工事発注時期等の平準化(案)」について。最後に「談合情報の取扱い要綱の見直し(案)」ということで審議させていただきました。

最初の「入札契約制度改革の本格実施後の状況報告」では、この入札制度改革の本格実施が始まった後の実際の状況ということで、本日のお手元に資料が配布されておりますが、この内容について事務局から説明がございました。

これについての委員からの意見ということで、9ページの下にありますけれども、半年分のデータに基づく分析を行ったところですが、分析にはより長期間のデータが必要だと思ふと。それから、もう少し時間を使った上でもう一度分析してほしいと。それから、落札率、不調率および入札参加者数には市況が大きく影響していると。特に入札参加者数については今後予定している業界団体との意見交換で、なぜ参加できないのかを確認したいと。最後に落札率を下げるためには、応札者数をいかに増やしていくかをポイントとして考えるのがよいと思ふと。以上のようなご意見をいただいております。

後ほど説明があるかも知れませんが、一定の本格実施後の効果が出ているということですが、市況で現在入札参加者が減るというような状況にあるということで、これを改善するにはどうしたらいいかということについてはさらに検討を進める必要があるとい

うこととございます。半年分のデータだということ、今後も長期的にどのような動きがあるかについて周知をしてほしいということで、継続して状況を報告していただくことになりました。

2 つ目の「工事発注時期等の平準化（案）」についてです。1 回目の議論に基づいてさらに検討を進めていただき、その結果についてご意見が 9 ページの下にあります。民間工事の集中期、端境期の状況を踏まえれば、より対策として考えられることがあるかもしれない。それから、平準化を達成するためにゼロ都債を含む債務負担行為を活用するとすれば、来年度の予算要求の時点で、来年度の平準化がどの程度達成できるかはほぼ決まりますので、来年度についてはこの 2 月から 3 月の間に庁内全体で議論してほしいと。さらに、平準化率を上げるためにはどのような調整を各局と一緒に進めていくのかを庁内全体でよく議論してほしいと。さらに、都庁だけではなくて、都がリーダーシップを取って都下の区市町村に対しても平準化への取組を働きかけてほしいと。さらに、設計等委託業務の履行期限については、2 月、3 月が多いということで、早急に取り組むことを業界から求められると思いますので、より大胆な取組を進めてほしい、というようなご意見が出ております。

ということで、工事発注時期の平準化の取組については、現状の取組をさらに踏み込んで進めてほしいというご意見が出ておりますが、これについても今後の状況を踏まえながら、さらなる改善を見守っていくことになりました。

後ほど施工時期等の平準化については事務局から説明があるかと思っております。

最後の「談合情報の取扱い要綱の見直し（案）」についてですが、これは第 1 回での議論もあわせて非公開の場で報告させていただければと思います。

最後に第 3 回から第 6 回でございますが、お手元の資料 12 ページをご覧ください。業界団体との意見交換会をこの制度部会の下で実施していただきました。2 月 13 日に東京建設業協会。それから、2 月 14 日に東京都中小建設業協会。2 月 20 日に東京都電設協会と東京電業協会。最後の 2 月 27 日に東京空調衛生工業会ということで、この 5 団体との意見交換会を実施しております。

詳細については、13 ページから 22 ページまでに記載がございます。すでにホームページにも議事録を上げさせていただいておりますが、簡単に説明をさせていただきます。各会でそれぞれ建設業の社会保険加入および中長期的な担い手確保の取組についてのご報告を各業団体からいただくということです。

それから、入札契約制度改革の本格実施の状況を東京都のほうから説明をいただき、最後に各業団体から入札契約制度に関しての要望をお聞かせいただいた上で、東京都から回答するという順に各会で進めさせていただいております。内容の詳細については割愛させていただきます。最初の建設業の社会保険加入および中長期的な担い手確保の取組については、ちょうど平成 28 年度に同じような調査をお願いしています。その時点間の違いを聞かせていただくという意味も込めて今回それぞれの業団体で取組状況の調査結果を報告い

ただくというものでございます。

具体的には例えば13ページで言いますと、委員からの意見等の概要に記載がありますが、社会保険の加入状況、賃金水準の確保状況。それから、法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況。若者、女性、障害者の雇用状況。労働環境、労働条件の現状についてと。それぞれの団体からこういう内容についての調査結果を報告していただいたというものでございます。

2番目の入札契約制度改革の本格実施後の状況というのは、お手元の資料1にもございますような内容を東京都から説明させていただきました。最後、そのほかの要望については、各業団体の事情に応じてそれぞれ、例えば東京建設業協会については予定価格の事後公表関連の要望であったり、あるいはJV結成義務関連の要望。低入札価格調査制度の適用範囲の拡大関連、適正な工期の設定、週休2日工事の推進、受発注者双方の業務の効率化と。こういった内容のご要望をいただいております。

東京都が進めてまいりました入札契約制度改革の本格実施の状況については、おおむねそれぞれ利用団体でポジティブに受け止めていただいているということでございますが、個々の業団体の事情に応じて細かい点については改善の要望もいくつか出ているという状況でございました。

簡単ではございますが、制度部会の審議の状況を説明させていただきました。

最後に事務局のほうから施工時期等の平準化についてということで説明があります。よろしくお願いたします。

【岡村課長】 それでは、事務局より説明させていただきます。ただいま平準化の取組については、小澤部会長より報告がありましたとおり、今年度の制度部会におきまして審議をいただいていたものでございます。

今回新たな取組を導入しまして、具体的な目標値を設定することといたしましたので、今回報告をさせていただきます。その前に、簡単に経過を話させていただきますと、第1回制度部会におきましては、今までの取組についての経過報告、具体的には発注時期の平準化についての報告をさせていただきました。その際、委員の方々からご意見を頂きました。具体的には、現場の稼働状況を平準化するという視点も重要だというご意見がありました。また、働き方改革関連法案が成立し、時間外労働の上限規制については、建設業は5年の猶予が設けられていますが、一方で建設コンサルタンツ業の方たちは4月から適用されてしまう。そういったことを踏まえすと、設計等の委託業務の平準化、特に履行期限について平準化したほうがいいのではないかとご意見を頂戴しました。このようなご意見を踏まえまして、第2回の制度部会におきましては、来年度以降の新たな取組を導入することを提案させていただいたという経過でございます。

今回導入する取組におきましては、都の目標値について庁内の連絡会を開催しながら検討を行ってまいりました。

それでは、お手元のこちらの施工時期等の平準化をご覧ください。

まず囲みの中でございますが、1の工事の施工時期の平準化でございます。(1)については先ほどお話ししたとおり、稼働ベースの平準化、いわゆる平準化率というものを指標として導入するものでございます。具体的に平準化率と申しますのは、年度の平均稼働件数に対して、稼働件数が少ない時期、4月から6月の平均稼働件数の比率を指標としたものでございます。

表をご覧ください。各業種ごとの平成29年度の実績値については、建築が0.87、土木が0.86、設備が0.69でございます。3年後の平成33年度を目標値としまして、建築を0.9、土木を0.9、設備を0.8に目標値を定めて、それぞれを引き上げていくことといたしました。

次に、(2)は、発注見通しの統合でございます。こちらは関東地方整備局が運用しているものです。具体的には地区ごとに各発注機関の発注見通しを一元的にホームページで閲覧できるようにするという取組です。こちらについては、来年度4月末より全庁的に参画していくという内容でございます。こういった取組によって、建設業者が計画的に人員配置や労務資源の手配ができ、安定した統合につながるという環境づくりを目的としたものでございます。

続きまして、2の設計等委託の履行期限の平準化についてです。設計等の履行期限が年度末に非常に集中しているという状況を踏まえまして、特に2月、3月の履行期限を抑えるため、件数の割合を指標として導入する取組になっております。あわせて表をご覧ください。具体的には、工事と同様に業種ごとに平成29年度の実績で、設計が62%、測量が55%、地質調査が39%といった状況でございます。3年後の平成33年度を目標年度として、設計を40%以下、測量を40%以下とし、地質調査については実績で40%を切っておりまして、35%以下といった目標を設定しました。今後については、この目標達成に向けまして、引き続き庁内連絡会を開催しながら全庁で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、こちらの資料については当委員会終了後本日中に東京都の電子調達システムに掲載させていただきたいと思っております。事務局からの説明は以上です。

**【遠藤委員長】** ありがとうございます。ただいまの制度部会の報告について委員の皆さまから何か質問やご意見はございますか。よろしいでしょうか。これは設計と工事のほうの、この山を崩したものというのは両方整合してスムーズに事業の実施が行われるようになっていこうと考えてよろしいわけですね。設計のほうが前倒しになって、工事のほうはすぐ始められるということで大丈夫なのですね。

**【岡村課長】** 工事だけではなく、設計とセットでやっついというものです。

**【遠藤委員長】** セットでやっついってうまくいくということですね。はい、分かりました。では、そういうことで、これについてはご理解いただいたということで、よろしくお願いたします。

では、続きまして、議案の4です。第一監視部会の報告です。第3回の第一監視部会の定例審議案件の審議結果について部会長をさせていただいています私から説明させていた

できます。

資料は 24 ページ、別紙 4-1 をご覧いただきたいと思います。審議対象案件の抽出方法でございますが、平成 30 年 3 月 29 日に開催された平成 29 年度第 3 回入札監視委員会において平成 30 年度の定例審議の対象案件の抽出方針が決定されました。これを受けまして当第一監視部会では具体的な抽出方法として、高額・高落札率の事案に関して、高い順に上位 100 件の中から抽出すること。それから、社会的注目事案については新聞や雑誌で取り上げられた案件の中から抽出すること。それから、1 者入札の事案、低入札価格調査を行った事案。長期継続受注事案については該当する全案件の中から抽出することとしました。また、それぞれ各委員の皆さまからいったん抽出いただいたものを集約して、その中から最終的な審議対象事案を部会長である私が決定しました。

このようなプロセスを経まして、最終的に決定した事案がこの 24 ページの 6 件でございます。定例審議の当日は各事業所所管の局の担当者も出席していただいて、説明をしていただいた上で入札契約手続きがルールに基づいて適切に行われているかどうか、また、今後検討すべき事項がないか等について審議をしました。なお、会議の公開については個人情報や法人情報の保護の観点から非公開としまして、後日審議概要と議事録を公表することとしました。

審議の結果については意見が付された案件もございましたが、いずれも入札契約手続きそのものはルールどおりに行われていることを確認しました。従って、今回特に知事に対する意見の具申はありませんでした。

では、少し長くなりますが、議案ごとに具体的な審議内容について報告します。25 ページからの審議概要をご覧ください。1 つ目が「千住西ポンプ所沈砂池機械設備再構築工事」です。これは高額・高落札率事案として抽出したものでございます。この事案は 8 者希望指名でしたのに、業者さんの辞退により結果 1 者入札となっております。そのため、類似案件を確認したところ、1 者入札の案件というのはほぼ予定価格と同じ落札率、落札額であるのに対して、2 者以上が入札している案件では落札率が優位に低いという状況が見られました。当部会としては、このような状況を十分認識した上で、今後競争性の確保に向けて辞退理由を詳細に確認するなどに対応を行うように意見を付しました。

2 件目は低入札価格調査を行った「千川増強幹線工事」でございます。この件では全ての事業者が低入札の傾向であることから、予定価格の見積もりが実際の工事価格の見積もりよりも高いのではないかというような質問がありました。これについては受注者と協力会社の取り引き等により、場合によっては大幅に材料費が下がることもあり得ますが、このようなコスト減は積算にも反映することが困難との回答がございました。当然のことですが、適正な競争のためには工事の難易度や現場の状況が予定価格にできる限り反映されることが望ましいと。そのような意見を付しております。

議案 3 は 1 者入札の事案として抽出しました「綾瀬川護岸耐震補強工事（その 28）」でございます。本工事は綾瀬川に沿って工区を区切り、その工区を分ける場合の基準やルール

の有無などについて質問がございました。また、結果として応札者が 1 者であったため、辞退理由の確認状況について質問がありました。これに対して本事業は年間多くの工事を発注しており、技術者確保が難しいと考えられる旨の回答がありました。

議案 4 は、同一事業者長期継続受注事案として抽出しました「阿土山林道災害復旧工事」でございます。本件は契約変更の金額が大きかったことから、後に契約変更で金額が上がることを受注者が当初から見込んでいた可能性はないかという質疑がございました。これに対して類似の林道工事案件の実績では現契約の 20% を超える増額変更は 33 件中本件を含め 2 件と少ないということ。また、委員会後の回答になりましたが、過去 5 年の「阿土山林道災害復旧工事」の実績では本件のような金額の大きい変更は行っていないとの回答がございました。また、3 回目の入札についてシステム操作上の誤りがありましたが、このような操作のミス等について疑惑を持たれることにつながりかねないため、適切な業者決定プロセスに努めるように意見を付しましたと。これは 3 回目の入札についての表記が間違っていたというものでございます。

続きまして、議案の 5 です。社会的注目事案。新聞や雑誌で取り上げられたものでございます。「29 豊洲市場 6 街区地下水管理システム機能強化対策工事（その 2）」でございます。本件については希望 2 者に対して任意指名を加えて、合計 10 者指名していますが、定期的に厳しい契約の中で任意指名を行う意義について確認を行いました。また、入札契約制度改革の試行時の運用では、初回発注は「事後公表」で行い、不調などが続いた場合は、3 回目以降の発注から「事前公表」に切り替えるというルールでしたが、本件については 2 回目の発注で「事前公表」に切り替えており、その理由について質疑を行いました。これについては、築地市場から豊洲市場への移転の前提となる工事で社会的注目を非常に強く浴びた案件でございますけれども、限られた工期の中で工事を完成させなければならないというような特殊事情がありまして、原則とは異なる運用を取らざるを得ない状況であったというような回答がございました。しかし、そもそもこのような特殊な状況にならないように前倒しで検討して、適切な環境で発注を行っていただきたいと当部会から意見を述べさせていただきました。

議案 6 も同じく社会的注目事案として抽出した「29 豊洲市場 7 街区地下ピット床面等追加 対策工事（その 4）」でございます。本件については大成建設との特命随意契約を結んでおりますが、当時皆さんもご存じのように同社は指名停止期間中でありました。指名停止中の事業者と特命随意契約ができるという理由について質問がございました。これについて、特命随意契約は基本的に契約の相手方がその事業者でないと履行できない案件であり、今回の取扱いはこのルールで禁止されておらず、国やほかの自治体でも同様であること。判例にも反しない取扱いと判断しているとの回答をいただきました。本件についても、議案ごとと同じく特殊事情がありまして、特命随意契約とせざるを得なかったという事情については、報道されているような状況があつて理解はいたしますが、やはり同様にこのような特殊な状況にならないように対応していただきたいという意見を述べさせてい



ただきました。

定例審議の結果の報告は以上ですが、委員の皆さま、何か質問やご意見、または補足していただきますようなことはありますか。よろしくお願ひします。第一監視部会以外の皆さま、よろしいですか。

では、議案の 5、6 でございます。第二監視部会の報告です。第二監視部会の報告については有川部会長が本日ご欠席でございますので、小池委員より、よろしくお願ひいたします。

【小池委員】 よろしくお願ひいたします。それでは、昨年 10 月 12 日に開催されました第 2 回第二監視部会の結果について資料に沿って報告します。

第 2 回の第二監視部会は第 1 回第二監視部会で継続審議となりました案件が 1 つございましたので、それについて審議を行いました。31 ページの審議内容をご覧ください。こちらの「妙見島防潮堤建設工事」でございます。こちらは、高落札率の事案として第 1 回第二監視部会にて審議を行いましたが、当日の資料では本件に含まれる補償代行工事などについて、その全体像が見えにくい部分があったことから、改めて資料を整理した上で再審議を行ったものです。再審議では本工事により、機能維持に支障をきたす民間地権者への機能補償を金銭補償とせず、代行工事として本工事に含めて施工することについて質疑が行われました。

これに対し、施工手間や資機材の手配、また、スケジュール調整の観点から、機能補償を本工事に含めて施工するほうが合理的であると判断した旨の説明がございました。

また、本件は、不調、再発注を経て契約に至ったものでございますが、当初発注では本工事に含まれていた一部の工事部分を再発注時には別途発注としたことについて質疑が行われました。これに対して、不調にともなって実施した入札辞退者へのヒアリング等を踏まえ、本工事と異なる業種であるクレーン製作・架設工事を別途発注とし、より発注業種の専門性を高めることで事業者が入札に参加しやすくなるよう工夫したという旨の説明がございました。本件は審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、補償代行工事等の付帯工事を本来工事に含むような場合は、その全体像が見えるよう整備し、事業の透明性が確保されるよう取り組まれたい等の意見を付けております。

次に 3 月 6 日に開催されました、第 3 回第二監視部会の定例審議の結果を報告します。資料の 34 ページ、別紙 6-1 をご覧ください。審議対象事案の抽出方針については、先ほど報告がありました第一監視部会と同様ですので、説明は省略させていただきます。この抽出方針に基づいて、最終的に抽出された事案がこちらに記載されている 5 件となります。なお、予定価格公表区分は全て事後となっております。定例審議の進め方、会議の公開の有無についても、先ほど報告がありました第一監視部会と同様の扱いです。

審議の結果の総論でございますが、それぞれ意見などはありましたけれども、いずれも入札契約手続きそのものは規定のルールに従って行われていることを確認しましたので、知事に対する意見の具申はございません。

では、議案ごとに審議の概要を報告しますので、35 ページの審議内容からご覧ください。まず、議案 1 の「都立七生特別支援学校 (29) 改築及び 改修工事」でございます。こちらは高額事案として抽出した案件です。本件は応札者が 1 者であったため、その考えられる理由などについて審議を行いました。これに対し、同時期に同規模の工事の発注があり、入札参加者が分散された可能性があることや、施工場所の背後に急傾斜の崖地があり、厳しい施工条件であったことなどが応札者が少なくなった理由として考えられる旨の説明を受けました。

また、事業を計画的に進めることも重要ですが、一方で社会的状況を踏まえ、その事業計画の見直しなどを行っているかという質疑を行いました。これに対し、施設を計画的に維持更新していくために「主要施設 10 年維持更新計画」を定めていますが、その必要に応じてこの事業計画を見直すこととしている旨の説明を受けました。

本件は審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、入札参加者が少なかったことについて、可能な限り具体的な原因分析を行い、今後の発注に活かされたいという意見とあらかじめ立てた事業計画に基づき計画的に事業を進めることは重要ですが、一方で社会的状況等を勘案しながら計画を見直す等の工夫も引き続き実施されたい、という意見を付けています。

次に 36 ページの議案で「砂町水再生センター高速ろ過設備工事」も高額事案として抽出した案件です。本件は下水道施設という特殊な施設ということもあり、応札者が少なかったことを受け、いくつか質疑を行いました。例えば、競争性が確保しづらいと見受けられる中で契約金額が高止まりしている印象を受けたことから、予定価格をどのように算出しているのかという質疑を行いました。これに対し、予定価格は既定の積算基準に基づいて算出しており、基本的には都の単価を使っていること、また、都の単価がない場合には市場調査による単価や見積もりを参考とした単価を採用している旨の説明を受けました。

本件は審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、予定価格について都のルールを遵守するにとどまらず、その妥当性についてほかの自治体と比較して見るなど、一步踏み込んだ検証を実施されたい等の意見を付けております。

次に同じく 36 ページの議案 3、「都営住宅 29H-111 東 (江東区辰巳一丁目) 工事」ですが、こちらは高落札率の事案として抽出した案件です。本件は調査基準価格を下回る応札者がいる一方、複数の応札者が予定価格のすぐ上に集中しているような状況でした。このような入札状況になったことに対し、その考えられる理由について主に質疑を行いました。これに対して、一般的に都営住宅は施設ごとに仕様等に差異が小さく、ある程度高い精度で予定価格を予測できるため、予定価格近辺に複数の応札者が集中したと推察される一方、本件はほかの都営住宅と比べて、杭 (くい) 工事が大規模であり、この杭工事の得意不得意などにより応札額に差が生じたと推察される旨の説明がありました。本件については審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、「他の都営住宅発注案件においても、本件と同様の傾向が見られるのか、入札状況を確認されたい」という意

見を付けております。

次に 37 ページ、議案 4、「交通信号機 移設・改良（右折等感応制御機・ゆとりシグナル化）・更新（集中式制御機）工事」。こちらは 1 者入札の事案として抽出した案件です。本件は希望者が 7 者いたにもかかわらず、実際の応札者は 1 者であったことから、このような入札状況になったことに対し、その考えられる理由について主に質疑を行いました。

これに対し、本件は年度後半の発注ですが、本件も含め、都の陸上信号機の発注は一般的に年度後半の件数が多く、そうした年度後半の案件は不調率が高く、応札者が少ないという傾向にある旨の説明がありました。また、年度後半は技術者の従事状況等により応札可能な事業者が減少しているものと推察され、本件にもその傾向が現れたものと考えられる旨の説明がありました。さらにこの説明を受けた上で、本件を年度後半に発注した理由などについて質疑を行いました。

これに対し、工事の前段となる設計業務などを年度前半に行い、その後に本件工事を発注していたため、年度後半の発注となった旨の説明がありました。あわせて今後は設計業務等を含めた計画的な事業執行に努め、発注時期の平準化の取組を進める旨の説明を受けました。

本件は審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、「入札参加者を増やす取組として発注時期の平準化を進められたい」という意見や、「発注時期を見直すためには、その前段となる設計業務等の着手時期を見直す必要があるため、これら業務を含めた事業全体を計画的に進めるように努められたい」という意見を付けております。

次に 38 ページ、議案 5、「指定車線（中央線変移）表示施設改修工事」。こちらは同一事業者による長期受注事案として抽出した案件です。本件は過去 5 年の発注実績を見ても、応札者は 1 者か 2 者であり、継続して本件受注者が受注してきたことから、こうした入札状況となったことに対し、その考えられる理由などについて質疑を行いました。

これに対し本件は技術的に施工できる事業者が限られること。また、厳しい工期設定であったこと。さらに年度後半の発注であり、応札可能な事業者が少ない状況にあったことなどが応札者が少なかった理由として考えられるとの説明がありました。また、指名のあり方や予定価格の設定の仕方について質疑を行い、これに対して指名については都で定められた指名基準の範囲内で過去の実績や企業規模等を踏まえ、品質の確保と実際の応札者が期待できるものを指名するよう努めている旨の説明があり、また、予定価格については規定の積算基準に基づき基本的には都の単価を採用し、都の単価がない場合は市場調査による単価や見積もりを参考とした単価を採用している旨の説明がありました。

本件は審議の結果、規定のルールどおりに運用されているものと認めましたが、「応札者を増やすために辞退理由のより詳細な分析を早急に行い、今後の発注に活かされたい」という意見や、「指名のあり方や予定価格の適正性についても確認されたい」という意見を付けております。第 3 回第二監視部会の審議結果の報告は以上です。

**【遠藤委員長】** ありがとうございます。ただいまの第二監視部会の報告について委員

の皆さまから何か質問やご意見、補足等はございますか。よろしいでしょうか。いろいろ意見は付されておりますので、事務局のほうで十分ご対応していただきたいと思っております。

それでは、議題の7に進めてまいります。平成31年度定例審議事案抽出方針についての審議に入りたいと思っております。審議に先立ちまして、事務局からの説明をお願いします。

【吉川課長】 それではタブレットの資料42ページ、別紙7-1をご覧ください。一番上に「根拠規定」とありますが、こちらに記載されていますとおり、定例審議対象事案の抽出につきましては、東京都入札監視委員会運営要領第二の3の(1)に定めがございまして、各監視部会が定例審議の対象とする事案を抽出するための方針を委員会が定めることとしております。

具体的には緑の紙ファイルの資料をお付けしておりますが、これに今申し上げました運営要領もつづられております。

ゴシックで書いてあるページで6ページと7ページが具体的な根拠規定となります。

今申し上げました抽出の方針としましては、運営要領の中において例示されております。具体的には「大規模工事等の契約金額が高額な事案、1者入札の事案、高落札率の事案、低入札価格調査を行った事案、同一事業者による長期継続受注事案、社会的に注目されている事案」といった事項でございます。委員の皆さまにはこの規定等の例示はございますが、これも含めて抽出方針を決定していただくことができるということになっております。

タブレットの資料42ページに記載されておりますのは平成30年度、ちょうど1年前の3月29日に開催されました入札監視委員会において方針を決定していただいたものが上から2つ目のひし形のところに書いてあるものでございます。その際に先ほど緑のファイルでご案内しました要領に例示された事項に付け加えまして、一番下、カタカナで「キ」の部分ですが、委員会あるいは部会が必要と認めたものを委員会のご意見を踏まえて付け加えた上で前年度の抽出方針を定めています。なお、平成29年度についても同様の抽出方針でございました。また、資料の下段に表をご用意しております。こちらについては平成30年度上半期、下半期の各監視部会における抽出事案の一覧表です。こちらについても参考にさせていただきつつ、平成31年度の抽出方針についてご審議いただければと考えております。具体的には、1年間の運用の中で現行の抽出方針の下で必要な事案が網羅できていたのであれば、もう1年この方針で続けるという考え方もあるかもしれませんが、2年間同じ方針で続けてきて、ここで一部方針を見直すということも考えられるかと思いますが、そういった点も踏まえてご審議いただければと考えております。

なお、私からの説明の最後になりますが、紙の資料で入札契約制度改革の本格実施後の状況と書いてあるものを本日机上に置かせていただいております。こちらの資料は先ほど小澤先生からも説明がありましたとおり、第2回の制度部会において事務局からお示しさせていただいたものでございます。資料の中身については逐一の説明は省略させていただきますが、制度改革を平成29年度に試行させていただきまして、平成30年6月から本格実施ということにさせていただいているところでございます。申し上げたいことは、その

制度改革前、試行期間中、本格実施後の 3 つのフェーズ、期間ごとに入札契約制度に係る指標がどのように推移したのかというものを示した資料ですので、こうした資料も参考にさせていただきながらご審議をいただければということで、ご用意したものでございます。雑ぱくではございますが、事務局からの説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

【遠藤委員長】 それでは、今説明いただいた事案の抽出方針についてご意見等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

【原澤委員】 今の段階の抽出方法に問題があるというわけではないのですが、第一監視部会と第二監視部会で、第一監視部会の方は高額・高札率ということで、一緒にして抽出しているのですが、制度部会の方は高額と高落札は別の視点で抽出しているということが、資料 24 ページと 34 ページから分かります。おそらく第二監視部会の方はこの運営要領の文言が高額と高落札とに分かれていますので、これに忠実に従って抽出していたのだと思います。

第二監視部会の 34 ページを見ますと、高額と高落札とを分けてピックアップはしていますが、議案 2 と議案 3 では両方とも契約金額も落札率もあまり変わらない事案になっているものの、別の視点で抽出しているという形になっています。これをわざわざ高落札と高額とに分ける必要があるのでしょうか。むしろ、一緒にしてしまった方がいいのか。確かに高額、高落札とを一緒にしてしまいますと、高額のものでそれほど落札率が低いものが落ちてしまうのかも知れません。第二監視部会のようにわざわざ要領の文言に従って分けてやることの是非について、皆様のお考えを伺えればと思います。いかがでしょうか。

【遠藤委員長】 事務局から回答いただきたいと思います。

【吉川課長】 第一監視部会と第二監視部会において案件を抽出する際には、抽出方針に基づいた条件を満たす案件のリストを事務局より先生方にお示しして、その中から選んで丸を付けてご回答いただいています。その中から部会長に最終的に調整していただいて、抽出案件を選ぶというのが基本的なルールになります。その案件のリストの作成の仕方として、今原澤先生が言われたとおり、高額と高落札率を一緒にして抽出するのか、それぞれに分けて抽出するのかと。場合によっては重複することもある中で、実際には、両部会長とご相談した上で決めてきた、というのがこれまでの経緯でございます。私ども事務局としては、先ほどご意見をいただいたとおりではありますが、高額・高落札率というものが両方要領に入っておりますので、選ぶ際の光をあてる角度のちょっとした違いはあるかと思ひます。どちらもルールを満たしているものと考えておりますので、本日ご提案いただいた内容については両方合わせてしまった方がいいのか、それぞれがいいのかということはお意見があるところですので、事務局としては、このように考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

【遠藤委員長】 よろしいですか。元々高額で、かつ、高落札で、それを掛け合わせたものの金額が大きいもので順番を付けてリストは作っていただいています。私が担当してい

る第一監視部会では、先生方からは最初に 15 ぐらいの丸が付いたものがありました。全部やりたいと言いましたら、時間がないので減らしてくださいということです。無理矢理半分減らしたと。それは私の裁量で減らしていただきまして、こういう抽出項目が結果的に大きくついていることとございます。それぞれ委員の先生方によってご関心が違うところがありますので、結果的にこうやっているということです。元にリストは同じものが両部会で最初に出ていると思います。そういうことでよろしいでしょうか。

もちろん、両部会で部会長のご意向で決める部分はありますが、基本的に同じようなリストから選ぶということでお願いしております。

【原澤委員】 ご説明ありがとうございました。状況については理解しました。文言によっては、第二監視部会の方がすごく縛られているように見えました。わざわざ似たような状況のものを高額と高落札に分けていますので、これにすごく縛られているような気がしましたので、このように分けなければいけない状態のままにしておくのがいいのか、悪いのかと思いましたが、ご質問させていただきました。状況については理解いたしました。ありがとうございました。

【遠藤委員長】 小澤委員はここで退席されます。ありがとうございました。

<小澤部会長退席>

ほかにかがでしょうか。どうぞ。

【若林委員】 今の原澤先生のご意見に関連するのですが、昨年リストから案件を抽出する際に、例えば高額で高落札という重複している案件が非常に多かったのです。しかも、1者入札も重複しているという案件も多かったのです。そこにさらに同一事業の長期継続もあったり、社会的に重複と認められているということで、ひとつの案件がいろいろな項目に重複してリストアップされている事例が非常に目に付きました。そういった案件というのは、それぞれの項目でピックアップするだけではなく、いろいろなところに重複している案件はそれなりに問題点も多いのではないかとということで、重複している案件を優先的に抽出して、その中から選ぶ必要がある、という視点も必要なのではないかと考えます。ですので、もし可能であれば、項目ごとにリストを作っていただくことで基本的にはいいと思いますが、その際にいろいろな項目に重複してヒットしていることがハイライトされていけばと思います。今は丸を付けていただいていると思いますが、何せ資料が非常に長いものですから、その丸を追っているうちに、またどの案件かが分からなくなってしまうような状況です。何か色分けしていただくとかで複数の項目にヒットしている案件を分かりやすくしていただきたいです。各項目にとらわれずに、この案件はこれにもヒットしているので今回審議対象にしたいというような、少し柔軟な抽出と審議が可能になればいいのではないかと思います。

【遠藤委員長】 少しさかのぼりますと、抽出案件をどのように選ぶかということが社会的に注目を浴びてしまったということもございます。ルールにのっとって部会長の責任を持って選ぶということが非常に重要でございますので、今いただいたご意見を第一監視部

会、それから第二監視部会の中で十分留意して選定を進めたいと考えております。そういうことでよろしいでしょうか。ほかにご意見はございますか。どうぞ。

【森岡委員】 基本的に従前の方針に異論はないのですが、われわれは契約がどのようにされたかという段階で見えています。実際にこの工事が完了した段階でどうだったのかと。特に契約変更をされるパターンもあると思います。当初思っていたよりも金額が大きく掛かるとか、そういうものの適正さというものもどこかで見てもいいのかなと思っています。どのようにそれを抽出するかというアイデアはないのですが、そういう点もいかがでしょうか。

【遠藤委員長】 そういったものをリストの中に加えるということで事務局から何かお答えがありますか。

【荒山課長】 抽出の段階で、設計変更されているもの全てを見るというのはなかなか現実的には厳しいと思っています。ただ、先生がおっしゃったような視点はとても大切だと思っています。私どもが抽出した案件について審議の中で報告する際には、こういう形で設計変更されているとか、その中身についてきちんと説明する方向で対応しております。実際に案件を抽出する際に設計変更の状況まで追うことはなかなか厳しいですが、選ばれた案件についてはそういう視点を持って適切に説明したいと思っています。

【森岡委員】 毎年審議対象事案というのが平成30年度だと29年度の10月から12月までにとというようなことになっています。長期間掛かる工事ですと、その契約のタイミングだと終わっていないものがかなり多いわけですね。

では、この対象事案をもっと前にさかのぼるかと言いますと、それはそれで量がすごく増えて大変なことになります。それこそ社会的注目事案みたいなものなのかもしれませんが、これはかなり時間が掛かったり、あるいは変更契約がなされたというようなものがあれば、全貌を見ながらでは厳しそうですね、もしあれば、そういうものも特例的に加えていただけるといいのかなという感じがします。

【荒山課長】 今のお話にありました社会的注目事案といったようなところをピックアップさせていただいて、部会長とも相談しながら、そのあたりのリストについては工夫をさせていただければと思います。

【遠藤委員長】 このルールを作るときに、そもそも過去の年度の案件も社会的注目事案とか本委員会で扱う必要があると思うものについてはさかのぼっても対象とするようなことはそもそもあったような気がするのですが。今この資料で見ますと、ロールリストが出てきますのはこの期間に限ってという形になっているわけですが、過去をさかのぼって社会的注目事案とかになったものについては審議対象とするということでもよろしいですか。

【吉川課長】 元々そういう観点も含めて、「キ」の部分で、「委員会あるいは部会が必要と認めたもの」という議論がありましたので、おっしゃるとおりだと思います。要件を満たすものを全部リストで示すとなりますと、それはなかなか難しい部分もあります。例えば特定の一部のテーマに着目して、これに関連するものの過去のものはどうか、というの

は、例えば現行の監視部会の審議の中でもこういう観点で過去 5 年分ぐらいの状況についてはお尋ねいただいて、十分ではないかもしれませんが、対応させていただいている部分ではあります。そこはもちろんおっしゃるとおり可能かなと思います。やり方についてはご相談しながら進めていきたいと考えております。

【遠藤委員長】　そういうことで、過去のものも掘り起こして扱うというような判断をすれば対象として扱えるということにしたいと思います。

残念ながら、その他の部会で選んだものというのは今回ここに並んでいるものの中にはないのですが、なかなか社会的注目事案とかがいくつも出てきてしまいますと、抽出項目を選びきれないというようなこともございます。そこは適宜判断していきます。それから、今回数の制限で入れられませんでしたけれども、やはり時間の都合で次回にもう一回扱ったほうがいいのかという場合は融通を利かしてやっていくべきだと思います。この一回に引っかけられなかったら、もうそれはスルーしてしまうようなことは趣旨にはそぐわないと思います。私も含めまして部会長で判断していくものだと思っております。以上でよろしいでしょうか。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、審議事案の抽出方針はここに示されておりますような「ア」から「キ」までを踏襲していく、かつ、今委員の皆さまからご質問いただいたようなものを当然組み込んで考えていくということにさせていただきます。よろしいでしょうか。それでは、各監視部会の皆さま、次年度もこれにのっとなって事案の抽出をよろしくお願いいたします。

ここまでの各部会の審議の結果、それから、定例審議事案抽出方針について総括して質問とかご意見はございませんか。よろしいでしょうか。

では、本日は議題はこれにていったん終了といたします。この後 5 分程度、ですから、16 分ぐらいまでを休憩としまして、談合情報関係の議題に移ります。

審議については、個人情報や法人等の情報の保護のため非公開とさせていただきます。審議した内容については審議概要を後日東京都財務局のホームページに掲載する予定でございます。

ということで、ここでいったん休憩とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。取材および傍聴の方はご退席をお願いいたします。

－以下、談合情報処理審査案件に係る結果報告（非公表）－

— 了 —